

平成 26 年 5 月 22 日

経済産業大臣 茂木敏充 殿

一般社団法人 電子情報技術産業協会	会長 佐々木則夫
一般社団法人 日本化学工業協会	会長 高橋 恭平
一般社団法人 日本機械工業連合会	会長 岡村 正
一般社団法人 日本自動車工業会	会長 池 史彦
一般社団法人 日本造船工業会	会長 佃 和夫
一般社団法人 日本鉄鋼連盟	会長 友野 宏
一般社団法人 日本電機工業会	会長 稲村 純三
石油化学工業協会	会長 小林 喜光
日本製紙連合会	会長 進藤 清貴

「企業にとって世界トップレベルの活動しやすい環境」 の実現に資する税制共同要望

昨年の『日本再興戦略』(成長戦略)を始めとする、民間主導の経済成長を目指した施策の効果为背景に、実質GDPが 2008 年 1～3 月期以来の高水準を記録し、民間設備投資額も増加するなど、日本経済は着実に回復してきている。

このように軌道に乗りつつある経済の好循環を、時機を逃さず、拡大し、成長の実現をより確かなものとするためには、競争力の強化に向け、生産性の向上やイノベーションの創出などに取り組んでいる企業が、グローバル経済において同等の条件で競争できる国内事業環境の整備が必要不可欠である。

こうした事業環境、とりわけ税制の国際的なイコールフットイングが確保されれば、わが国企業は自らの責任において厳しい国際市場を勝ち抜くべく全力で努力することを通じ、日本経済の成長や雇用の創出、ひいては国民生活の安定に対するさらなる貢献ができるものと考えている。

これらを踏まえ、経済財政諮問会議ならびに産業競争力会議における検討の取りまとめにあたっては、以下の視点に立った検討が行われ、「企業にとって世界トップレベルの活動しやすい環境」が早期に実現されることを要望する。

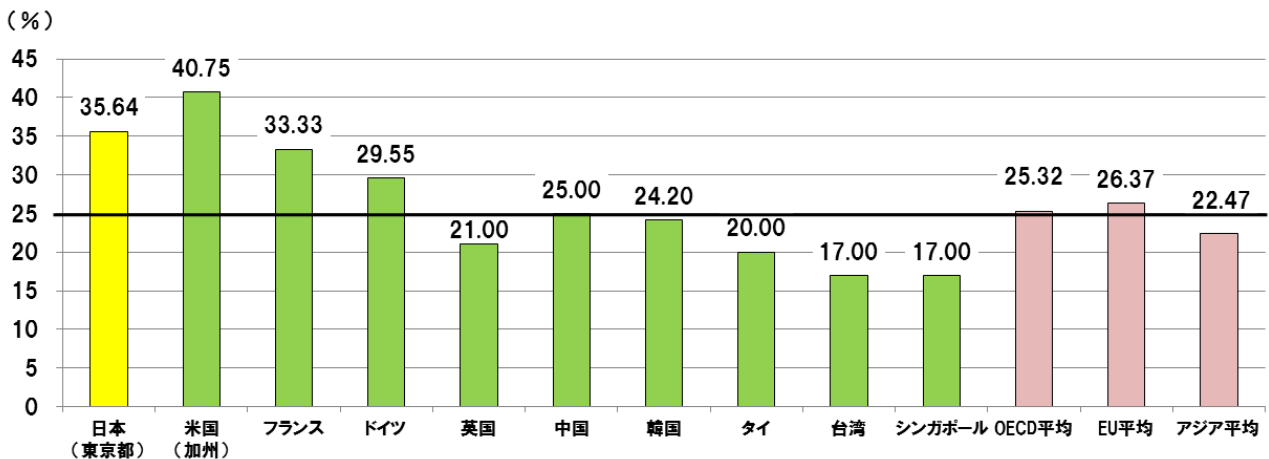
1. 法人実効税率の国際水準への引下げ～産業競争力強化と経済の好循環へ～

わが国の実質的な法人課税負担が世界最高水準にとどまる中、アジアやOECD諸国では製造業の競争力強化のために法人税率の継続的な引下げが行われており、わが国産業の国際競争力、ひいては国全体の立地競争力が一段と低下している。

今後、わが国が将来に向けて経済成長を持続して行くためには、成長戦略を常に進化させ、わが国産業の競争力を強化し、経済の好循環を維持していくことが必要である。

そのためには、法人実効税率を少なくとも国際水準である 25%まで可能な限り早急に引き下げるべきである。また、税率引き下げに併せて課税ベースの拡大が検討されているが、欠損金の繰越期間が諸外国に比して短いことなども踏まえつつ、実質的な法人課税の負担軽減を実現し、法人税制の国際的なイコールフットイングを図ることが重要である。

法人実効税率の国際比較



出所:財務省資料等より作成

注1 OECD、EU、アジアの税率は 2013 年の単純平均。それ以外の各国の税率は 2014 年。

注2 EU は 1995 年時点加盟の 15 カ国、アジアは対内直接投資上位の東アジア・東南アジア 10 カ国。

欠損金の繰越控除制度の国際比較

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
繰越期間	9年	20年	無期限	無期限	無期限

出所:財務省資料より作成

2. 税制の国際的なイコールフットイングの確保のためのさらなる対応

(1) 研究開発税制の拡充・恒久化～イノベーション無くして新たな投資は生まれない～

熾烈なグローバル競争の渦中にある民間企業にとって研究開発は、競争力を強化する源泉であり、かつ、企業活動を継続するための生命線である。

また、政府が進める成長戦略にとっても、わが国経済を支える民間企業のイノベーションを維持・強化させるためには、持続的かつ積極的な研究開発を推進することが生命線となる。

昨年6月に公表された「日本再興戦略」では、今後3年以内に民間研究開発投資を対 GDP 比で世界第1位に復活させ、またわが国を今後5年以内にイノベーションランキングで世界第1位に押し上げると掲げられており、こうした目標達成のために研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備することとされている。

しかしながら、諸外国の研究開発を後押しする税制をみると、税額控除割合についてはフランスの30%、税額控除上限や控除限度超過額の繰越期間については英国の無制限、をはじめとして米国、中国などにおいてもわが国を上回る制度となっており、グローバル競争に晒されているわが国企業は極めて不利な状況にある。

わが国研究開発投資全体の7～8割を占め、リスクを取って研究開発を行っているわが国民間企業が熾烈なグローバル競争に打ち勝つためにも、研究開発税制における国際的なイコールフットイングを確保するよう要望する。

研究開発税制の国際比較

国名	税額控除割合	税額控除の上限	繰越期間	法人実効税率
英国	10%	なし	無期限	21.00% ^{※5}
米国	20% ^{※1}	法人所得税の75%	20年	40.75% ^{※6}
フランス	30% ^{※2}	なし	3年	33.33%
中国	12.5% ^{※3}	なし	5年	25.00%
韓国	3～6% ^{※4}	なし	5年	24.20%
日本	8～10%	法人税額の30% (時限措置2014年度末まで)	1年	35.64%

出所:財務省、経済産業省等資料より作成

※1 基準額を超える部分の20%を税額控除

※2 研究開発費1億ユーロまで。1億ユーロ超の部分については5%。なお、支配関係のない公的機関・大学等への外部委託費については200%相当額を試験研究費として計上可能。

※3 実際は研究開発費の総額の50%を追加的に損金算入する制度であり、控除割合では12.5%に相当。

※4 特定の分野に係る研究開発費については20%。

※5 英国の法人実効税率は2015年4月に20%へ引下げ予定。

※6 米国の法人実効税率はカリフォルニア州。2012年2月にはホワイトハウスから連邦税率を35%から28%に引下げ、製造業においては25%以下にする政府案を公表。

(2) 償却資産に対する課税の見直し～国内投資のさらなる活性化へ～

日本再興戦略では、今後3年間で「集中投資促進期間」とし生産設備の新陳代謝を促すことにより生産性向上を進める企業を支援し、設備投資額を2012年度比10%増の70兆円に回復させることを目標に、税制をはじめとするあらゆる施策を総動員することとされた。

これに基づき、現在までに『産業競争力強化法』や『生産性向上設備投資促進税制』が創設されてきたことは高く評価する。

しかしながら、そうした施策が目的とする設備投資によって取得されるものはもちろんのこと、新たに取得されるすべての機械・装置などの償却資産の保有に対して、その使用期間中、国際的に見ても稀な固定資産税が課され続ける。これは、国内の設備投資に対する収益性を低下させ、企業の国内投資マインドを損なうことに繋がりがねず、政策的に逆行していると言わざるを得ない。

わが国企業の国際競争力強化のために、国内投資のさらなる活性化を図るべく、償却資産課税に係る国際的なイコールフットイングの確保が必要である。

償却資産(機械・装置)に対する固定資産税の国際比較

国名	償却資産(機械・装置) ^{※1}	土地、家屋
英国	課税なし	課税あり
フランス	課税なし	課税あり
ドイツ	課税なし	課税あり
イタリア	課税なし	課税あり
米国	一部の州で課税あり ^{※2}	課税あり
カナダ	一部の州で課税あり ^{※3}	課税あり
韓国	課税なし	課税あり
中国	課税なし	課税あり
日本	課税あり	課税あり

出所：経済産業省資料より作成

※1 船舶・航空機、昇降機等の特殊な付帯設備を除く。

※2 課税あり：38州、課税なし：12州。税率は各州によって異なる。

※3 課税あり：3州、課税なし：7州。